

## 平成 30・31 年度 静岡県後期高齢者医療保険料率の改定について

(静岡県後期高齢者医療広域連合事務局)

静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、平成 30・31 年度の保険料率等が次のとおり改定されました。

## 1 平成 30・31 年度の保険料率（年額）

後期高齢者医療の保険料率は、都道府県ごとに決定し、2 年ごとに見直します。医療費の状況などを考慮して、平成 30・31 年度の保険料率を改定しました。

区分	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度	上昇幅
所得割率	7.85%	7.85%	—
均等割額	39,500 円	40,400 円	900 円
一人当たり保険料 (年額)	62,734 円	64,973 円	2,239 円

## 2 均等割保険料の軽減対象の拡大

均等割保険料の 5 割軽減・2 割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。

均等割保険料の軽減対象所得基準額（世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	旧（平成29年度）	新（平成30年度～）
5 割軽減	33万円 + <u>27万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>27万5千円</u> × 被保険者数
2 割軽減	33万円 + <u>49万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>50万円</u> × 被保険者数

## 3 賦課限度額の見直し

中間所得者層の負担軽減を図るために賦課限度額が引き上げられました。

区分	旧（平成29年度）	新（平成30年度～）
賦課限度額	57万円	62万円